

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 25 日開催（労働金庫業界）]

1. 7～9月に発生した災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年台風第8号に伴う災害、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和7年8月20日からの大雨にかかる災害、令和7年台風第12号に伴う災害、令和7年9月2日からの大雨に係る災害、令和7年台風第15号等に伴う災害及び令和7年9月12日からの大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、福岡県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和7年台風第8号			
沖縄県	7月27日（7月28日）	沖縄総合事務局	7月28日
○令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7月30日（7月30日）	東北財務局	7月30日
北海道	7月30日（7月30日）	北海道財務局	7月31日
青森県	7月30日（7月30日）	東北財務局	7月31日
宮城県	7月30日（7月30日）	東北財務局	7月31日
福島県	7月30日（7月30日）	東北財務局	7月31日
静岡県	7月30日（7月30日）	東海財務局	7月31日
三重県	7月30日（7月30日）	東海財務局	7月31日
○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨			

石川県	8月7日（8月7日）	北陸財務局	8月8日
鹿児島県	8月7日（8月8日）	九州財務局	8月8日
山口県	8月10日（8月10日）	中国財務局	8月12日
熊本県	8月10日（8月11日）	九州財務局	8月12日
福岡県	8月10日（9月8日）	福岡財務支局	9月9日
○令和7年8月20日からの大雨			
秋田県	8月20日（8月20日）	東北財務局	8月21日
○令和7年台風第12号			
鹿児島県	8月21日（8月28日）	九州財務局	8月29日
○令和7年9月2日からの大雨			
秋田県	9月2日（9月2日）	東北財務局	9月3日
○令和7年台風第15号等			
静岡県	9月5日（9月5日）	東海財務局	9月5日
○令和7年9月12日からの大雨			
三重県	9月12日（9月13日）	東海財務局	9月16日

注：内閣府公表日順

2. 2025 事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

- 2025 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を 2025 年 8 月 29 日に公表した。
- 本方針に掲げた内容を含め、2025 事務年度の協同組織金融機関に対する監督・検査の方針等について、3 点御説明する。

（1. 監督・検査に係る体制の見直し等）

- 2025 事務年度、金融庁は、専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局を監督局長の下で総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用する体制とした。
- また、2025 事務年度は、金融庁に新たに、「地域金融モニタリング参事官」「協同組織金融モニタリング室」を設置した。
- 「地域金融モニタリング参事官」は、金融庁・財務局における地域銀行、協同組織金融機関に対するモニタリングを総括して、モニタリングの内容・方法・担当などについて各金融機関との総合調整を行う。

- 「協同組織金融モニタリング室」は、同参事官の指揮のもと、全国の協同組織金融機関のモニタリングの内容や方法等を総括する。具体的には、
 - ・ 財務データや各種リスクの状況及び動向の調査・分析を行うほか、
 - ・ 検査を含むモニタリングに関して、財務局の企画・立案・実施をサポート・指示・調整する。
- こうした体制の下で、金融機関毎のリスクプロファイルに基づき、対応すべき課題に優先順位を付け、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく。また、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、様々な発信をすることになるが、発信に際しては、その位置付けが金融庁として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただければよい情報提供なのかなど、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からない等の疑問やお気づきのことがあれば、金融庁に直接御連絡いただきたい。
- なお、各金融機関に対する金融庁の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではなく、協同組織金融機関に対する一義的な監督・検査は、これまで同様、財務局等で実施することとなる。

（２．監督・検査の着眼点）

- 協同組織金融機関のモニタリングについては、引き続き、各協同組織金融機関の経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえながら、市場リスクや流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢に加え、マネロン等の業態横断テーマも確認していく方針である。繰り返しになるが、各金融機関が取り組むべき課題の優先順位等をより明確にし、実効性のあるモニタリングを行っていく。
- こうした中、2025 事務年度の重点事項として、
 - ・ 足元、一部の協同組織金融機関で不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、新たな体制の下で、協同組織金融機関の経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。
 - ・ 「金利ある世界」へ移行する中、各協同組織金融機関における有価証券運用の状況やそれが財務の健全性に与える影響をしっかりと確認し

ていく。

- くわえて、中央機関においては、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結末点として、引き続き支援をお願いしたい。

（３．地域金融力強化プラン）

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域に根ざした金融機関が期待される役割を十分に発揮するためにも、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。こうした観点を踏まえ、金融庁としては、「地域金融力強化プラン」の策定をはじめ、金融機関の取組を後押ししていくための施策を推進する。

- 各労働金庫に対しては、引き続き、各種ヒアリングや意見交換等を通じて、具体的・積極的な対応状況等について伺いする。

3. 「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」の公表

- 金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025 年 6 月 27 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」として公表した。
- 今回のレポートでは、2024 年の「実行計画 2024」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金（企業型 DC・iDeCo）や確定給付企業年金（DB）向けサービスの状況と課題等を取り上げている。
- 全国労働金庫協会に関連するポイントとして、企業型 DC・iDeCo については次のとおりである。
 - ・ 物価が上昇基調である中、「元本確保型商品のみで運用する者」の割合は運営管理機関の業態で大きな差がある。運営管理機関には、加入者において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、効果的な投資教育の充実や適切な商品選定・入替を行っていくことを期待する。
 - ・ 企業型 DC の運営管理機関の半数が赤字であり、黒字の機関でも、企業から得る委託手数料で委託業務の費用を全て賄えず、加入者等から得

る信託報酬がなければ赤字となる。運営管理機関には、加入者等の最善の利益を勘案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせぬよう、手数料水準を検討していくことを期待する。

- 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

4. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年4月及び8月、全国労働金庫協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025年5月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

5. 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について

- 身寄りのない方が亡くなった際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）において示している。
- こうした中、2024年、厚生労働省が各金融機関に対して実施した遺留金引出しへの対応状況に係るアンケート調査において、地方公共団体が金融機関に提出する遺留金の払戻依頼書について、共通様式を定めることを求める意見が多く寄せられた。
- このため、全国労働金庫協会・労働金庫連合会にも御協力いただきながら、払戻の「様式案」を作成し、2025年7月、厚生労働省及び法務省が、当該「様式案」の提示を含む手引の改訂を行った。

- 各金融機関においては、当該「様式案」も活用しながら、引き続き、地方公共団体における身寄りがない方が亡くなった場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

6. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に係る地方公共団体アンケート調査結果について

- 2023年2月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請したところ、規制改革実施計画を踏まえ、要請の実効性に係るフォローアップのために、スタートアップビザ制度を活用する地方公共団体に2024年度もアンケート調査を実施した。

(参考)

いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨の要請をした。

- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請の存在が認識されていないことや、証明書類の有効期限に関するQ&Aの内容が認識されていないこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた。

(参考)

- ・ 調査対象期間である2024年1月1日～2024年12月31日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は154名存在した。円滑な口座開設に支障があったと地方公共団体が認識した事例は昨年よりも増加していた。
- ・ 証明書類の有効期限は、出入国在留管理庁における在留資格認定手続の期限にすぎないため、提示された証明書類の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行地方公共団体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱って差し支えない旨、Q&Aで明確化している。

- いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申出があった場合、証明書類を確認の上で、居住者と同等の口座を提供するなどの対応を改めてお願いするとともに、当該要請内容を現場職員まで周知いただきたい。

7. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を

揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化等の対策を進める必要がある。

- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を 2025 年 7 月 28 日に発出した。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

8. インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

- 預貯金口座の不正利用等防止に関しては、各金融機関において対策を進めていただいているところであるが、特殊詐欺等の金融犯罪被害は足元高止まりしている状況にある。
- 特に、振込を悪用した特殊詐欺等においては、被害額の過半（注）がインターネットバンキングを利用した振込によるものであり、こうした手口へのさらなる対策の強化が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024 年 8 月に警察庁と連名で要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」に関して、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加し、改めて対策の強化を要請した。
- 金融機関においては、要請内容も踏まえ、金融犯罪対策に関して、引き続き主体的・積極的な取組をお願いしたい。

（注）2025 年上半期のインターネットバンキングを悪用した振込型詐欺の被害額（暫定値）

- ・ 特殊詐欺：220.2 億円（振込型全体の被害額 369.8 億円）
- ・ SNS 型投資詐欺：200.1 億円（振込型全体の被害額 266.4 億円）
- ・ SNS 型ロマンス詐欺：97.3 億円（振込型全体の被害額 142.1 億円）

9. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座

等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(2025 年 4 月 22 日)や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年 6 月 13 日)において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。

- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

10. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer (レビキャリア)」について、御案内する。
- レビキャリアは、大企業に勤務する人材等の登録や、地域の人材ニーズを把握する地域金融機関等による検索が可能な人材プラットフォームであり、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするための金融庁及び経済産業省の補助事業である。
- 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超の大企業に勤務する社員が求職者として登録でき、経営人材として地域企業へ採用された場合は、地域企業が最大 450 万円の給付金を受け取ることができる制度となっている。
- 2025 年 5 月 16 日に開催された「地方創生 2.0 に関する経済団体との意見交換」では、青木一彦内閣官房副長官より、経済団体の代表に対し、レビキャリアの活用について依頼されるなど、政府全体としても事業の推進を図っている。社員の自律的なキャリアデザインやセカンドキャリアの支援に資する制度であり、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となっている。
- 資本金又は従業員数要件を満たす場合は、社員個人として登録することができるが、人事部としてレビキャリアに登録いただくことも可能となっている。レビキャリアへの登録を検討いただく場合は、制度や登録方法などを個別に御

案内するので、お問い合わせいただきたい。

- なお、レビキャリの足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。

11. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（DeltaWall（デルタウォール）2025）を実施予定である。
- 参加予定の金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層も積極的に参加していただきたい。また、演習が終わった後は、演習で得られた教訓を活かし、自社のサイバーインシデントマニュアルを改訂するなど、具体的な対応に繋げていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

12. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 今年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各労働金庫と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問い合わせいただきたい。

13. 令和 8 年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、

- ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
- ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、労働金庫業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

14. 公益通報窓口等

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中、今回の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。
- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

(以 上)